

令和7年度君津市立上総小櫃中学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月25日改訂

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。

【いじめ防止対策推進法・文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は「いじめ問題についての基本的な認識」とする。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく。また、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

(4) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていく。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集していく。

(5) 早期対応・継続指導

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応していく。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

(6) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきだと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

【分類】	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言う イ 仲間はずれ、集団による無視	脅迫・名誉棄損・侮辱 刑罰法規に触れないが毅然とした指導が必要
ウ 軽くぶつかる、遊ぶふりして叩いたり蹴ったりする エ ひどくぶつかる、叩く、蹴る	暴行 暴行、傷害
オ 金品をたかられる カ 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	恐喝 窃盗、器物損壊
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	強要、強制わいせつ 名誉棄損、侮辱

(7) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行っていく。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携していく。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

①トラブルの事例

「メールでのいじめ・SNSでのいじめ・チェーンメールでのいじめ・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ」など、匿名性により自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思いつむなど、心理的ダメージが大きい。

②未然防止のために

学校での指導の順守・情報モラル指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(8) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることではない。「解消している」という状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対して心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が相当期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。内容によってはもっと長期になることがある。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害者本人と保護者にいじめが止んでいるかどうか、面談等を行い確認する。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

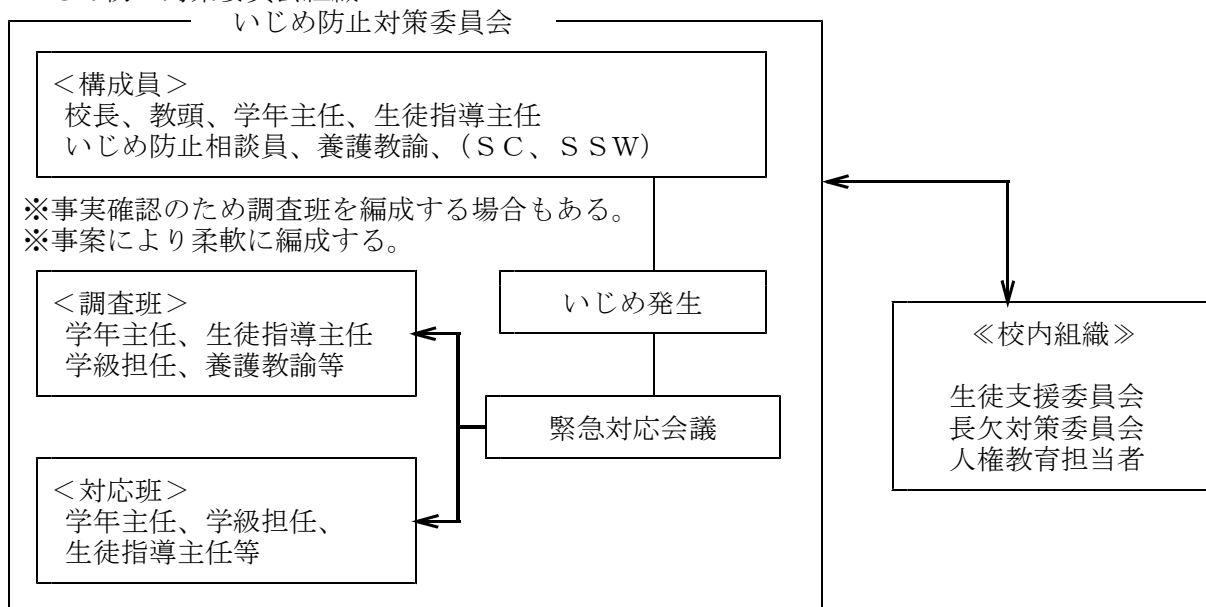
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。

(2) いじめ防止対策委員会の設置について

いじめ防止対策委員会は、校長が任命した教頭、教務、学年主任、生徒指導主任を中心に、いじめ防止相談員（各学年1名）・養護教諭・SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）を構成員として設置する。

なお、構成員は実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

《 いじめ防止対策委員会組織 》



※生徒支援部会を毎週行い、生徒の様子や情報の共通認識を図る。いじめにつながる可能性のある事案が出た時には、速やかにいじめ防止対策委員会を開き未然防止に努める。
 ※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。
 ※いじめ防止対策委員会での内容や事案の対応については、職員会議で報告し周知徹底させる。

(3) 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- ①いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- ②計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

3. 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

(1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させる。
- ②生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ①未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。
- ②いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するので、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- ③生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考える。
- ④人権教育では、生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

(3) 体験教育の充実

- ①生徒たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくと考える。
- ②現在の生徒たちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。

- ・ 体験型環境学習
- ・ 自然の中での宿泊体験
- ・ 就業体験
- ・ 福祉体験
- ・ 伝統文化芸術体験
- ・ 縦割り活動
- ・ 地域行事への参加 等

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①現在の生徒たちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく必要がある。
- ②生徒たちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ③ケンカ・摩擦・トラブルを自力で解決する「課題解決能力を育成」する。

(5) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについて

発達障害を含む、傷害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性について理解を深めるとともに情報を共有しつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導・支援を行う。

- (6) 帰国子女、外国人の生徒など海外とつながる生徒について
海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど海外とつながる生徒は、言語の問題や文化の違いで困難を抱えていることもあるので、学校全体で注意深く見守り、必要な配慮を行う。
- (7) 性同一障害や性的思考・性自認について
教職員の正しい理解の促進や学校としての必要な対応について周知する。
- (8) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により非難している生徒について
被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解し、当該生徒に対するいじめを未然防止・早期発見に努める。
- (9) 新型コロナウイルス感染症に係る生徒
引き続き新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者とそのご家族、またその対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とご家族等に対する偏見や差別、当該生徒にいじめが行われないよう、感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、最新の注意を払っていじめの未然防止・早期発見に取り組む。

4. 早期発見

- (1) 日々の観察
 - ① 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることが、早期発見に効果がある。
 - ② いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。
- (2) 観察の視点
 - ① 発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
 - ② 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- (3) 生活記録の活用
 - ① 生活記録の活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。
 - ② 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- (4) 教育相談（学校カウンセリング）
 - ① 日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくるために、教職員と生徒たちの信頼関係を形成する。
 - ② 定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。
- (5) 教育相談アンケート
 - ① 実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも学期に1回以上実施する。
 - ② いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学級の実情に応じて配慮する。
 - ③ アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。
- (6) 早期発見の後の手立て（「5. いじめを認知した場合の対応」を参照）
 - ① 生活記録、教育相談、アンケート等でいじめが早期発見された場合は、情報を得た教職員がすぐに担任・学年主任等へ報告し、いじめ対策委員会を招集し対応を協議する。
 - ② 該当生徒に対し再度教育相談を行う。また、いじめを見ていた生徒・周辺の生徒にも教育相談・アンケートを行い、いじめの実態を把握する。
 - ③ 事案の状況により、教育委員会へ報告し、指示を仰ぐ。
 - ④ 解消に向け、個別指導を行ったり、集会などを行ったりするなど継続的な指導を行う。

≪ 年間指導計画 ≫ どこかに「スタンドバイ」の授業が入る。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ 対策委員会 (指導方針・指導計画)	職員研修 (方針の共通理解)		いじめ 対策委員会 (情報交換)		
防止対策	生徒支援部会	生徒支援部会	生徒支援部会 SC面談(1年)	生徒支援部会 三者面談	生徒支援部会	生徒支援部会
早期発見	生徒理解会議	教育相談①	学校生活 アンケート①			生徒理解会議 学校生活 アンケート②

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ 対策委員会 (情報交換)		いじめ 対策委員会 (情報交換)	いじめ 対策委員会 (情報交換)		いじめ 対策委員会 (まとめ・課題検討)
防止対策	生徒支援部会 SC面談	生徒支援部会	生徒支援部会 三者面談	生徒支援部会	生徒支援部会 SC面談	生徒支援部会
早期発見		教育相談②	セクハラ体罰 アンケート	学校生活 アンケート③	学校生活 アンケート④ (3年)	学校生活 アンケート④ (1・2年)

チェックポイント1 [指導体制]

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に言い、学校全体で組織的に対応しているか。

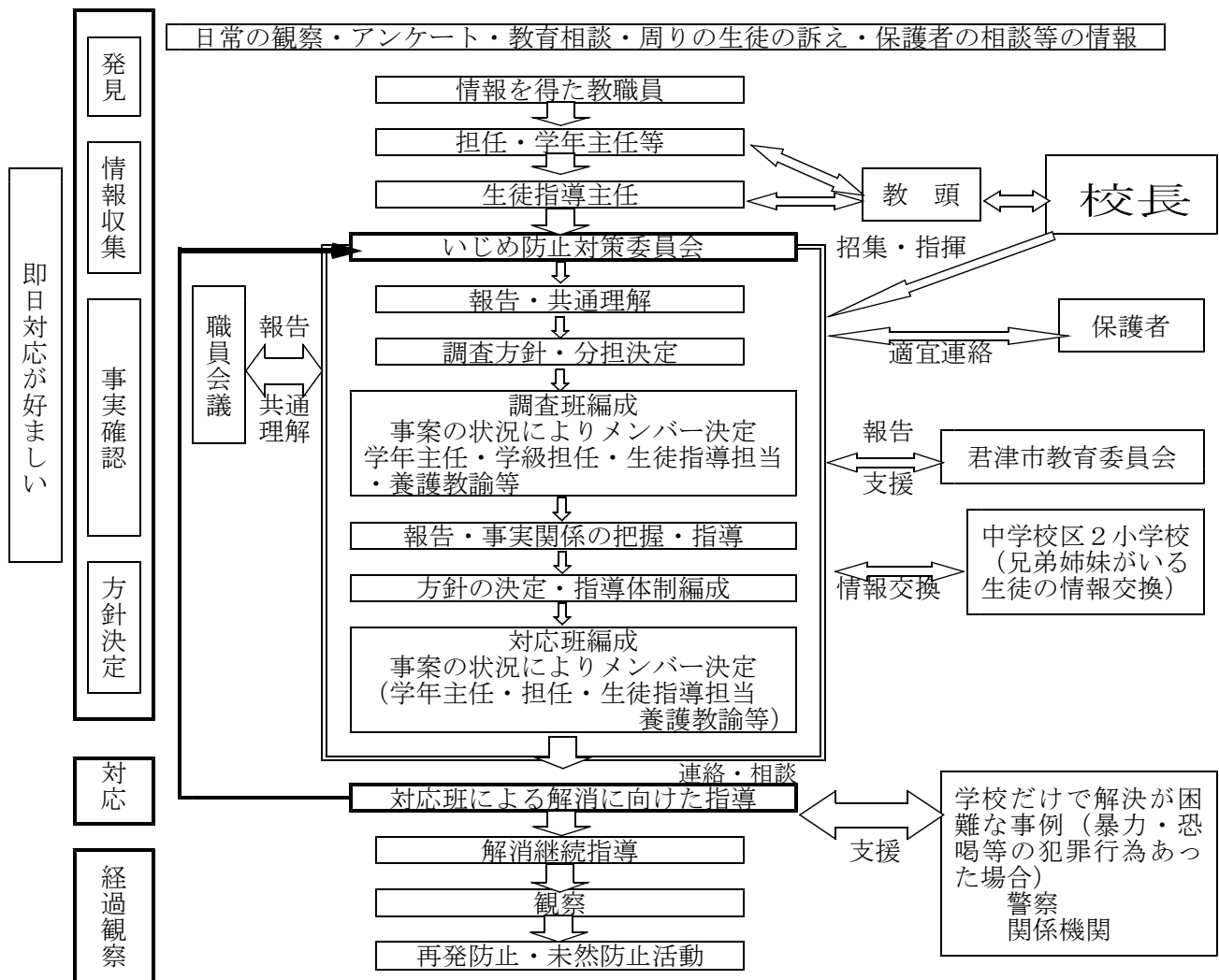
5. いじめを認知した場合の対応

(1) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が適切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

6. いじめ重大事態が発生した場合

いじめ重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が生命、心身又は財産に重大な被害※1が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間※2学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき

※1 「生命、身体又は財産に重大な被害」とは、

…児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

※2 「相当の期間」とは、

…年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に対応する。

- ①速やかに市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ②事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ③事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

7. 市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、市教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を心掛ける。

(1) 市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 出席停止・転学退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行う。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部が連携し出席停止等の懲戒処分を校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。(最終的に命じるのは市教育委員会)

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

(3) 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

(4) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所や福祉事務所、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

チェックポイント2 [関係機関との連携]

- いじめ問題の解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携をとっているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや学校運営協議会、地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

※学校へのいじめ相談・通報先

君津市立上総小櫃中学校 電話番号 0439-35-2021

連絡先 ・校長：山崎 康成 ・教頭：佐久間 亮成 ・生徒指導主事：松井 翔平
・養護教諭：鈴木 美香子 ・各学級担任

◎主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
君津市教育センター	0439-56-1451	月～金 9：00～16：30
南房総教育事務所（相談専用）	0438-20-3396	月～金（祝日除く）9：00～16：30
君津児童相談所	0439-55-3100	月～金 9：00～17：00
千葉県警察少年センター	043-201-1308	月～金（祝日除く）8：30～17：00
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	月～金（祝日除く）9：00～21：00

※いじめ相談は24時間受付

8. 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのO J Tが円滑に実施されるよう、配慮する。（カウンセリング・マインド研修）

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修やカウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修、内容は多岐にわたる。

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

早期発見のためのチェックリスト

1. いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム等を投げている

2. いじめられている生徒

① 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- とときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

② 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

③ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

④ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

⑤ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- リストカットなどの自傷行為がある
- トイレが頻繁に汚れる

3. いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストは、参考例であり、学年や学級、生徒たちの実態に応じて、工夫して活用する。